

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

地域の情報通信ネットワークづくりに貢献したい

No.10	北海道	補助金
-------	-----	-----

支援の名称	地域づくり総合交付金 (地域情報化推進事業)												
制度の 趣旨・背景	地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む事業へ支援するものです。												
制度の 内容	○事業内容 市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む、事業の趣旨に合致した取組に対して交付金を交付します。(この事業については、ソフト事業のみ対象) ○交付限度額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業主体</th><th>上限額</th><th>下限額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単一市町村</td><td>500 万円</td><td rowspan="2">50 万円</td></tr> <tr> <td>一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等</td><td>1,000 万円</td></tr> <tr> <td>総合振興局長・振興局長が適当と認める者</td><td>300 万円</td><td>10 万円</td></tr> </tbody> </table> ※本道では、14の総合振興局・振興局を置き、地域の総合出先機関としてこの交付金の事業採択や交付決定を行っています。		事業主体	上限額	下限額	単一市町村	500 万円	50 万円	一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1,000 万円	総合振興局長・振興局長が適当と認める者	300 万円	10 万円
事業主体	上限額	下限額											
単一市町村	500 万円	50 万円											
一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1,000 万円												
総合振興局長・振興局長が適当と認める者	300 万円	10 万円											
対象と なる方	○交付対象者 市町村、一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等 総合振興局・振興局長が適当と認める者 ○交付対象事業 地域情報化推進事業												
問い合わせ 先など	○所管 北海道 総合政策部 地域創生局 地域政策課 TEL：011-204-5149（直通） ○関連 URL ・地域づくり総合交付金 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/sogokouhukin.htm												